

行事等の後援等に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、各種団体等が行う行事等について一般社団法人千葉県作業療法士会（以下「当会」という。）が行う後援、共催、協賛（以下「後援等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事等 講演会、講習会、研修会その他催し物をいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催にあたり名義を貸与することをいう。
- (3) 共催 行事の企画又は運営に参画し、共同主催者となることをいう。
- (4) 協賛 行事の企画又は運営には参画しないが、行事の趣旨に賛同し共催に準じて協力することをいう。

(承認の基準)

第3条 当会は、次の各号のいずれかに該当する行事等について、後援等を行うことができる。

- (1) 国、地方公共団体、リハビリテーションに関連する公共的団体や公共性のある法人又はこれらに準ずる団体が主催するもの
- (2) 当会の運営上有益であると認められるもの
- (3) 作業療法の推進・発展の観点からその趣旨に賛同できるもの

2 前項の規定に定めるもののほか、当会が特に必要と認める行事等については、後援等を行うことができる。

(不承認)

第4条 当会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事等については後援等をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 公序良俗に反するもの

(5) その他各号に定めるもののほか、当会が不適當であると認めた場合
(申請の手続き等)

第5条 当会の後援等を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、行事等後援・共催・協賛承認申請書(様式任意)に關係書類を添付し、当会に提出しなければならない。

2 当会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認又は不承認について審査し、申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第6条 申請者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかに変更の内容及び理由を当会に届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 当会は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、承認を取り消すことができる。

(1) 第3条に違反したとき。

(2) 第4条に該当することが明らかになったとき。

(3) 第6条の届け出内容が、第1号又は前号に該当することが明らかになったとき。

(4) その他行事等の運営が不適當であると当会が認めたとき。